

# 大口町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年3月28日

大口町農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大口町は、愛知県の西北部にあり平坦な地形と木曾川沖積層の肥沃な土壌のもと、稲作を中心に、麦、大豆及び野菜等の農業経営が行われている。

都市近郊に位置する本町は、中央を国道41号線が縦断しており、その国道を中心とした道路整備、工場誘致による企業の進出により、農地面積が減少してきており、地域の実態に応じた取り組みを図ることが求められている。

このような状況の中で、農地利用の最適化を図るため、地域農業の担い手を明確にし、利用権設定等促進事業などを活用した農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を考慮しながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、大口町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状	4 9 8 ha	1 . 2 h a	0 . 2 %
3年後の目標 (平成32年3月)	4 9 8 ha	1 . 0 h a	0 . 2 %
目 標 (平成35年3月)	4 9 8 ha	0 . 7 h a	0 . 1 %

注：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積 (B)	集積率(B/A)
現 状	4 9 8 ha	1 8 6 . 5 h a	3 7 . 4 %
3年後の目標 (平成32年3月)	4 9 8 ha	2 0 1 . 7 h a	4 0 . 5 %
目 標 (平成35年3月)	4 9 8 ha	2 2 4 . 1 h a	4 5 . 0 %

注：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占めるシェアの目標に基づき、担い手への農地利用集積率は50%を目標としている。

### 【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状	4 7 9 戸 ( 5 戸)	9 経営体	0 経営体	0 経営体	0 団体
3年後の目標 (平成32年3月)	4 7 9 戸 ( 5 戸)	9 経営体	1 経営体	0 経営体	0 団体
目 標 (平成35年3月)	4 7 9 戸 ( 5 戸)	9 経営体	1 経営体	0 経営体	0 団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2015年農林業センサスの数値を記入する。

注3：目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、人と農地の問題解決のため、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### ② 農地の利用調整と利用権設定について

- 地域の農地利用の状況を踏まえ、農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

#### ③ 農地中間管理機構等との連携について

- 農地の所有者の意向を踏まえて農地中間管理機構を活用する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （数字は現状からの累計）	新規参入者数（法人） （数字は現状からの累計）
現 状	0 人	0 法人
3年後の目標 （平成32年3月）	1 人	0 法人
目 標 （平成35年3月）	1 人	0 法人

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて相談会を実施する。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。